

ノルマン系諸侯ロジヤー・ビゴットの所領形成の一側面

——「聖ベネット・オブ・ホルム修道院領の侵奪リスト」を通して——

田 卷 敦 子

はじめに

「ノルマン征服」（一〇六六年）が未曾有の速さで政治的变化をもたらし、ヘイスティングズの戦いから九年間で全イングランドが征服者の手中に把握された、というのが今日では一致した見解とされている。⁽¹⁾しかしノルマン定着に伴う社会的、経済的、そして所領上の変化にかかわることについては未だに諸説がある。それらはいずれもイングランドに侵攻したノルマン人が、全て国王の直属封臣であることを前提に論じられがちであつた。本稿では「征服」直後に国王と直属封臣の関係にない者が存在したこと、そして彼らが定着の過程で、いかにアングロ・サクソン人や教会の土地保有状態を混乱させたかについて、考えてみたい。

一章 問題の所在——論点と対象の限定

研究史を顧みると、「征服」後イングランドに上陸した者全てが、ノルマンディ公ウイリアムと封建的主従関係にあつたか否かについて、これまでまとまつた議論がなされてこなかつた。D・C・ダグラスは、一〇六六年ヘイスティングズの戦いに際しノルマンディ公を支えたのは封建制の下に軍事的奉仕義務で召集された軍隊だけではなく、戦うためにかり出された人々の軍があつたと述べ、*William of Poitiers*⁽²⁾を引用している。

ノルマンディの他の地方、特にメース、ブルターニュ、ピカルディ、ポワトゥーその他ブルゴーニュ、アンジュー及び南部イタリアからも志願兵が公国に合流した。これらの人々の多くはその成功報酬である土地・財産侵奪の見込みに心が動かされたのである。彼らの殆どは傭兵であつた。ノルマンディ公ウイリアムが彼らの兵役を得るために成功報酬の約束をしたもの、とされている。⁽³⁾

誰が志願兵であり傭兵であつたかを個々に確かめることは難しい。D・C・ダグラスは、ドゥムズディ・ブックの分析によりイングランドに土地を多く取得した俗界封臣lay tenureを十一名、俗界従臣secular followers十名を挙げて区別している。⁽⁴⁾

俗界封臣の内、ユースタスEustaceとジェフリー・オブ・マンデヴィルGeoffrey of MandevilleとアランAlan伯を除く全ての者は、一〇四〇年と一〇六六年の間にノルマンディで主君のため顕著な働きをした者たちで、ノルマンディ公ウイリアムと封建的主従関係にあつた。一方、俗界従臣は全員が、「征服」後主としてイングランドに領地を獲得し、俗界封臣におとらぬ資産をなした者たちである。彼らは成功報酬の約束の下、「侵奪」と称される手段によつて取得したものと考えられる。

侵奪地を視野に入れたノルマン系諸侯の所領獲得の詳細な実体に関しては、これまで十分に考察されなかつたように思われる。⁽⁵⁾ 侵奪に関する史料があまり残存していないためである。

ドゥムズディ・ブックは、国王ウイリアム一世（在位一〇六六～八七）の命に基づき、一〇八五年よりほぼ一年をかけ

て作成された全国規模の土地台帳である。羊皮紙の一巻本より成り、第一巻（Great Domesday）はワインチエスターで一人の法の専門家が編集したといわれる。一方、第一巻（Little Domesday）は、法的知識の少ないわば法専門家ではないイースト・イングリアの調査使節団による報告で、ノーフォーク、サフォークおよびエセックスの三州を対象としている⁽⁶⁾。この第二巻の三州に限って報告の最後にInvasiones（侵奪）の項がある。すなわち、エセックスの侵奪の項は、エセックスにおける土地不法占拠の（申告されたかぎりにおいての）「事実」を記録しており、またノーフォークの侵奪の項には「これらの土地は征服王から与えられるべき保有権なしに所有している。即ち、彼らは国王の権限に基づく州長官によつて認可もされていないし、州長官の法務委員会の承認もなければ、州庁官の令状や指令もない。それ故彼らは略奪者もしくは侵略者であり、正当な所有権なしで所有しているもので、侵奪と呼ばれる土地である」とある⁽⁹⁾。

本稿は以上のような問題関心に基づき、「征服」後、侵奪によつて惹起された社会経済的变化の一端を明らかにしようとするものである。しかしながらこうした問題を、全イングランドにわたつて論及することはできない。というのもノルマン人の定着及びその構造は地域的諸条件によつて異なるからである。そこで実際の分析に際しては、考察の対象地域を、リトル・ドゥムズディ・ブックに侵奪の項が付記されている」と、史料「ロジャー・ビゴットと家臣が聖ベネット・オブ・ホルム修道院から侵奪した土地のリスト」が存在することから、ノーフォーク（州）に限定することにする。

とりわけノーフォークに最も多くの所領を獲得したノルマン系諸侯で俗界封臣の一人、ロジャー・ビゴット Roger Bigodを主な対象とする。『アングロ・サクソン年代記』によるとロジャー・ビゴットは、「反逆者たちの一人はロジャーと呼ばれ、彼はノーリッチの城を不意打ちし、そしてその地域全体にわたつて悪業の限りをつくした。」と記されている人物であつた。以下、まずビゴット家について簡単に説明しておこう。

ビゴット家がイースト・イングリアにやつて来たのは、父ロバート・ビゴットの時である。「征服」前の十年間、下級騎士ロバート・ビゴットはノルマンディ、カルバドス地方のバイユー司教オドーの陪臣であつた。一〇六六年にヘイスティ

イングズの戦いに傭兵として従軍。果敢に戦い、征服王ウイリアムよりノーフォークに領地を与えられた。一〇六九年、ロバート・マレットとノーフォーク伯ラルフ・ド・ゲールと共に、デンマークのスウェンをイップスウイッチの近郊で破り、その領地を与えられた。息子ロジャー・ビゴットについては、母はカルバードス教区の村娘と記されるのみで、生年不詳、兄弟はない。ロジャー・ビゴットの名前が公文書の記録に表われるのは一〇七四～五年頃からである。当時は十二歳で成人とみなされたという。⁽¹²⁾ 従つて父ロバートが一〇七一年カルバードスで死亡した時、息子は十歳に達していなかつたと思われる。

以下行論においては、（一）ノーフォークにおけるロジャー・ビゴットの侵奪、（二）ロジャー・ビゴットと地下資源利用、（三）ロジャー・ビゴットの所領形成、以上の三課題に沿つてトポグラフィカル手法⁽¹³⁾を用い、実証的検討を行う。

二章 ノルマン系諸侯によるノーフォークにおける侵奪

二一 史料としてのドゥムズディ・ブックの限界

ドゥムズディ・ブックは全国的土地調査としては唯一同時代的史料である。しかし、ドゥムズディ調査はその目的から「莊園の規模」に重点がおかれた。調査質問の内容は類別すると以下の三点に分かれた。

- 保有権についての質問。即ち当該莊園の保有権を直接国王から与えられているのは誰か。
- 莊園住民の身分構成についての質問。つまり領主の家臣、自由民、ソックマン、農奴、小屋住農、奴隸の数。
- 莊園の生産力についての質問。すなわちハイド数⁽¹⁴⁾、犁隊数、森林の広さ、放牧地と牧草地の広さ、水車の数、漁場の数、塩田の数、そして莊園の価値はどれくらいか。

以上、結果として農業に偏重しがちであった。ノーフォークには、この質問の範疇に入らず、また該当しない產出物があ

つた。それは種々多様な地下資源である。

アーサー・ヤング Arthur Young の計算によれば、ノーフォーク州は総面積一八三〇平方マイル、その内、種々のローム (沃土) からなる地が九〇〇、良質ローム一四八、良質砂四一〇、軽砂一一〇、沼沢地粘土六〇、そしてピート (泥炭) 八二平方マイルである。一九世紀にアーサー・ヤングが計算した当時、ノーフォーク全土の三分の一は耕作・牧畜用地であった。その内の一三〇〇〇エーカーは放牧地 *pasture* と牧草地 *meadow* である。⁽¹⁵⁾ 州全体にイエア Yare 川、ビュア Bure 川、ウェブリィ Weveny 川、ウェンサム Wensum 川、ウイッセイ Wissey 川などが、なだらかな丘陵地と平野の間を這うようにゆるやかに流れ、川の両側には川幅より広い河川敷が広がる。ある時は川になつたり土地になつたり、その境目がはつきりしない。東部海岸線に近い沼沢地 *Fen*、沼地 *Marsh*、湿地、草地は海拔ゼロメートル地帯である。歩行可能で肥沃な牧草地であるが、季節によつて浸水し、こちらも土地との境目がはつきりしない。そして地下資源の多くは、これらの河川敷、沼沢地、沼地、湿地、草地の下に埋蔵されていた。

このような事情と関係しているのであらうが、アングロ・サクソン時代以前からイースト・イングリア地方の地主たちは自分の土地を区画したり、境界を決めたりする習慣がなかつた。ノーフォークの莊園領主たちは、地下資源の所在を牧草地かまたは放牧地の名目で報告し、ドゥムズディ調査使節団の目をそらしたものと考えられる。ついに H. C. Derby によれば、ドゥムズディ・ブックには記載されていない領地があるという。⁽¹⁶⁾

例えば East Flegg, West Flegg ハンドレッドのドゥムズディ統計をみると、牧草地のエーカー数は、羊の数に対比すると不自然である。マーサム Martham (村) は、羊数がゼロであるにもかかわらず、牧草地一一四エーカーと記載されている。同様に Filby, Rollesby, Burgh の集落は、羊数はゼロであるにもかかわらず牧草地は三五、一一一、五一エーカーと記載されている。勿論、牛その他の家畜もいたが数える程度にすぎない。これらの集落では燃料としてピート (泥炭) の採掘が盛んに行われていた。九世紀半から三五〇年間にわたり掘り続けられた結果、その跡が沼 broad となり、互いにつな

がつて大きなトリニティ・ブロードが形成された。⁽¹⁷⁾しかしドゥムズディ・ブックにはピートは記載されていない。結果論になるが、これまで述べてきたような特殊な地形と地質や土地保有の慣行が、ノーフォークに「侵奪」をまねきやすくしたのかもしれない。

二二二 ノルマン系諸侯らの侵奪の傾向

ノルマン系諸侯らによる侵奪は、手当たり次第に行われたのか、それとも何らかのねらいを定めたものであったのだろうか。二二二ではそれについて明らかにしてみたい。

「征服」前のノーフォークには、前国王のセイン thegn が多数おり、その頃地方のリーダー的存在であった大莊園領主アルガー Algar 伯、ジャース Gyrth 伯、ラルフ Ralph 伯の勢力下に置かれていた。「征服」後、征服王ウィリアムの配下になつたセインは八八名であつた。⁽¹⁸⁾その中に聖界領主、聖ベネット・オブ・ホルム、ベリー・セント・エドモンズ、イーリイ、ラムゼイの各修道院長も含まれていた。征服王ウィリアムは抵抗したり逃亡したりしたサクソン貴族やセインを除き、現地住民の土地は取り上げなかつた。そして州長官 sheriff とその代官 reeve には現地のセインを用いた。一〇八六年時、当該州に所領を保有した国王の直属封臣は、ノルマン系諸侯三九名に対し、現地住民（サクソン系、デーン系、イングリッシュ）は四四名を数える。⁽¹⁹⁾現地住民の方が多かつたのである。

一方、ドゥムズディ・ブックに記された侵奪者十六名は、全てノルマン系諸侯である。（表1）を参照されたい。こゝではその中の一人について記しておこう。

ハーマー・ド・フェレーズ Hermer de Ferrers は、この州の自由民の土地を最も多く不法に侵奪した人物とされる。⁽²⁰⁾彼は一〇八六年以後も侵奪を続け、侵奪者ハーマー Invathio Hermeri の異名をもつ。ハーマーは征服時の戦功によりノーフォークに二二莊園を与えられていた。その多くはアングロ・サクソンの自由民 Thorketel が一〇六六年以前に所有してい

た莊園であった。彼は侵奪によりほぼ同数の莊園を獲得したといわれている。⁽²²⁾ ノーフォークにおける教区教会などの分布によれば、Earsham, N. Greenhoe, Grimshoe, Freebridge Marshland の各ハンドレッドには村落に一つずつ教区教会があり、その一方、Clackclose, Depwade, Galloway, Henstead の各ハンドレッドには集落の数に比べて多数の教会があった。⁽²³⁾ 侵奪したものの中のハーマーの所領分布は、教会が多い地域に集中している。彼の侵奪のねらいは教会の土地 glebeland であった。ハーマーが集落よりも教会莊園の獲得に固執した証拠として、次の例が挙げられよう。

(例1) Wrenningham教区: 一〇六六年以前はセイン^⑥ Leofwold が保有していたWrenningham の三カルケイトの土地と十エーカーをWagen が保有。二農奴、十四小屋住農、一奴隸。三犁隊、一耕作民、牧草地十六エーカー、十六頭の豚のいる森林。その中の教会と十エーカーの教会莊園のみをハーマーが所有している。⁽²⁴⁾ Leofwold もハーマーの家臣になった。J. Morris ed., *Domesday Book*, Norfolk, London & Chichester, 1984, (以下 DB ii より略記), 208b) (傍線は筆者による。以下の同様。)

(例1) Litcham教区: 一〇六六年以前から自由民 Thorketel が Litcham の三カルケイトの土地を莊園として保有していた。三農奴、三小屋住農、四奴隸、牧草地八エーカー。二犁隊、一耕作民、七頭の豚がいる森林、一水車。その中にある教会と四エーカーの教会莊園のみをハーマーが所有している。(DB ii, 207b)

(例1) Ellingham Magna教区: Worenbold が、一〇六六年以前に自由民 Thorketel が保有していた Great Ellingham の三カルケイトの土地を保有。三農奴、一小屋住農、五奴隸、百頭の豚がいる森林、牧草地三十エーカー、三犁隊と領地。その中にある一教会と二十エーカーの教会莊園のみをハーマーが所有している。(DB ii, 207a)

他のノルマン系諸侯らも大なり小なり教区教会と教会莊園と修道院莊園に固執しており、侵奪の傾向として、集中的に聖界所領が狙われたとみてよいのではないだろうか。

三章 ロジャー・ビゴットの侵奪と地下資源

本章では、聖ベネット・オブ・ホルム修道院⁽²⁶⁾とその所領を襲つたロジャー・ビゴットと家臣をとり上げてみよう。

三一一 史料

所在：ブリティッシュ・ライブラリー所蔵 (MS. Cott. Galba, E. II.)

形状：一一一枚のフォリオから構成（その中の205r）十四世紀の写本、Cartulary. Cotton.

内容：St. Benet of Holme Abbey の記録簿 10110—1110年間の記録類。ラテン語。

一九二一年に、E・M・ステントンによつて、同修道院記録簿の中から発見された。⁽²⁷⁾その後、J・R・ウェストの学位論文『聖ベネット・オブ・ホルム 10110—1110』が書かれ、その巻末に史料の原文（ラテン語）が記載されている。⁽²⁸⁾ステントンによれば、現存していないがオリジナルは、内容から判断して、一一〇一年十月、修道院長Richerが選出された頃からビゴットが一一〇七年に死亡するまでの間に書かれたものであり、真正なものと判断できるところ。⁽²⁹⁾内容は、修道院長Richerの依頼により作製された、「ロジャー・ビゴットとその家臣による聖ベネット・オブ・ホルム修道院から侵奪した土地のリスト List of encroachments on the Abbey's lands by Roger Bigod and his men (以下「聖ベネット・オブ・ホルム修道院領の侵奪リスト」と略記)」である。⁽³⁰⁾このリストに書かれた土地を、ビゴットの所領分布をノーフォークの地下資源分布図に重ね合わせた地図にプロットしてみるとどうなるか、次に検討してみよう。

三一一 史料のトポグラフィカルな分析

近年、イースト・イングリア地方史研究においては、これまでの歴史地誌学の成果や歴史考古学的調査にもとづく歴史地図historical atlasの作成による、地域との実証研究が盛んに行われている。まず史料や史跡にもとづき歴史地図が作成され、その地図から目立つた事象や現象を読みとり、地誌学的データや文献史学の成果と照らし合わせ総合する」として、

新たな歴史的事実に光をあてる。これら全体の作業が、トポグラフィカル歴史分析と称される。⁽²⁹⁾ 本稿はこの研究手法を用いる。

作業の流れとしては、最初にノーフォーク・ドゥムズデイ・ブックより、ロジャー・ビゴットの所領分布図を作成した。次にドゥムズデイ・ブック記載の侵奪地十六ヶ所（表2参照）と、聖ベネット・オブ・ホルム修道院からの侵奪地四一ヶ所を所領分布図に加えてみた。それによるとビゴット家の所領は大きく分けて四地域に集中していた（図1参照）。これをノーフォークの土壤分布図と照合してみた⁽³⁰⁾（図2参照）。その結果、ビゴット家の所領分布、とりわけ侵奪地の分布が、有用な土壤や地下資源の分布に、かなり一致しているという傾向が判明した。以下ではそれら四地域を順に具体的にみてゆく」ととしたい。即ち「[A] フリンント・粘土、「[B] ローム、「[C] ピート・粘土、「[D] 石灰、の各地帯である。ただし実際には数種の土壤が幾層にも混在しており、便宜上の区分であることを断つておく。

〔A〕 フリンント・粘土地帯 Flint & Clay Regions (ノーフォーク南西部)

ビゴットの所領はノーフォーク西部、セットフォードをとり囲むセットThet川とウイツセイ川の流域、及びセット川の南を流れるリトル・オウゼ Little Ouse 川の周辺の地域に分布し、Guiltcross, Shropshire, Wayland, Launditch, S. Greenhoe の各ハンドレッド内に位置する。⁽³¹⁾これらの地域、とりわけセット川とウイツセイ川に挟まれた地域には、古くからフリンントの採掘地があり、その水運の拠点でもあった。例えば、セットフォードから北へ十六キロメートル行った処に、フリンント（地下）鉱跡グリムス・グレイヴス Grimes Graves があり、周囲約九〇エーカーにわたり採掘された跡がある。

この地域では後期石器時代か青銅器時代からフリンントを産出していた。フリンントで作られたBC六〇〇〇年からBC一五〇〇年頃の矢じり、手斧、ナイフ等が出土している。フリンントと粘土boulder clayは混在するといつ特徴があり、近く

から必ず一緒に土器の壺や甕が出土しているので年代を同定しやすい。また、紀元一世紀、ノーフォークにはフリンントを用いたローマ街道が敷かれたという。ノーリッチ近郊に築かれたローマ人の都市はフリンントと粘土の段層で積まれた市壁で四方を囲まれていたし、同時代のバラ・カッスルの城壁もフリンントと粘土の段層式であった。中世にはいり、ベーダの時代、六三〇年頃に、Furseyという名の聖人がアイルランドからバラ・カッスルに来て修道院を建てた。その外壁はフリンントを粘土で接着させていくアイルランド方式であり、この時以来ノーフォークの教会建築にはフリンントが使われるようになつた。例えば「征服」以前からあつたイースト・アングリアのベネディクト派修道院である、ピーターバラ、イーリイ、ラムゼイ、ベリー・セント・エドモンズ、聖ベネット・オブ・ホルムの各修道院の建物には全てフリンントが使われている。³² 一一世紀における教会建築とフリンントとの関係については三一三で後述するが、ビゴット家の所領分布は、これらフリンント産地に近く、しかもそれを運搬する水運上の拠点に位置している点で留意に値する。

[B] ローム地帯Loam Regions (ノーフォーク北東部)

この地域のビゴットの所領はノーフォーク北部クローマー港からヤーマス港へ流れるビュア川の上流地域に集中し、North Erpingham, South Erpingham, Holt の各ハンドレッド内に位置している。

中世におけるロームの用途は（一）肥沃な土壤として、（二）建築資材として、利用された。

（一）表層がロームの場合、肥沃な土壤が耕作に適していた。ノーフォークでは、フレッッグ Flegg ハンドレッドと上記に挙げた隣接する地方は、この肥沃なローム土壤により、作物が豊かに実った。ドゥムズデイ調査当時、フレッッグの人口密度は他の地方の二～三倍であり、イングランドで最も豊かな土地といわれた³³。³⁴ このローム土壤による農業生産の豊かさが、中世においては莊園の形態を支配した、といわれている³⁵。

（二）ロームは、砂、沈泥、粘土がほぼ等量に混合した土壤である。それゆえ、コンクリートやセメント代わりの資材に

なつた。城壁や教会の外壁など、フリントとフリントを積み重ねる上で、ロームは必要不可欠な資材であった。また木造家屋には、柱と柱の間にロームと木屑を混ぜたものを壁として使用し、その表面を石灰で塗装した。ちょうど日本の民家の土壁に近い構造である。実際に小作農の木造家屋timber-framed houseがGodwick⁽³⁶⁾に現存しており、このロームと木屑の混合壁が観察である。

[C] ピート・粘土地帶 Peat and Clay Regions (ノーフォーク東海岸部)

ピートの所領はノーフォーク東部海岸側の沼沢地、Ormesby沼、Filby沼、Rolleby沼の周辺地域に分布し、Happing, W.Flegg, Tunstead の各ハンドレッド内に位置している。

1010年からLudhamには聖ペニス・オブ・ホルム修道院が建っており、周辺のBurgh, Oby, Ashby, Thurne, Rollesby, Winterton⁽³⁷⁾は同修道院長の莊園があつた。それら確実な資源から豊富にピートが供給され、特に九世紀半ばから燃料として、ピートの切り出しが発達し、川や沼の沿岸が掘り進められ、同修道院の経済的基盤を支えた。また Rollesby沼⁽³⁸⁾ Ormesby沼⁽³⁹⁾ Filby沼⁽⁴⁰⁾これらは中世に十五〇年間もピートを切り出したため、その跡が沼となつたものであつ。このことは一九五三年に初めてJ. N. Jennings⁽⁴¹⁾ J. M. Lambert⁽⁴²⁾の研究によつて明らかにされた。ビゴットは、同修道院のこれらの莊園やその周辺地域を侵奪している。

[D] 石灰地帶 Chalk Regions (ノーフォーク南東部及び北部)

ノーリッチ市からビュア川にそつて北上し、北部海岸までの広い地域、Humbleyard, Blofield, Tavenham, Eynesford, Holt の各ハンドレッドを含むこれら一帯は、石灰岩chalk の上に成り立つてゐた。北部海岸にはビーバーと同様に白亜(石灰岩)の断崖が連なつてゐる。ノーリッチ自体が石灰岩の上に成り立つており、アンゲロ・サクソン時代より数世紀

にわたつて採掘された跡がある。一八〇〇年代に井戸掘りの際、石灰岩採掘のトンネルが発見され、また一九九〇年代には、道路や建設現場が陥没する事故が起きている。⁽⁴¹⁾

石造建築の石と石を密着させるにはモルタルが必要で、それは石灰岩から作られた。工程は、まず大きな釜（石灰炉）の中で石灰岩を焼き、石灰をとる。熱を冷ますために、土の中の広い穴に入れて水をかける。数ヶ月間水に浸しておくとぬるぬるした練り粉になる。それを良質のモルタルにするには良質の砂を混ぜ合わせなければならない。ノーフォークの北部海岸には良砂地帯があつたから、おそらくそれらが用いられたことであろう。

ロジャー・ビゴットはどこよりも真っ先にノーリッチを襲い、十二世紀初頭まで半世紀にわたつて占有した。ノーリッチを囲むようにウエンサム川が流れ、豊富な石灰岩、石灰炉に必要な川の水、北部良砂地帯からノーリッチまでの水運など地下資源を利用し利益をあげるために必要な条件が、「侵奪」により揃つてことになる。

以上四地域の地下資源分布とビゴット家所領の分布が一致しているという現象は、ビゴット家が、これら地下資源を積極的に利用して利益を得ようとしていたのではないかという推測を抱かせるのに十分ではないだろうか。

三一三 宗教的建造物ブーム

三一三ではロジャー・ビゴットの地下資源利用を視野に入れ、その時代背景として宗教的建造物ブームをみてみよう。

「ノルマン征服」から約一世紀半の間に、イングランドでは修道院の数は約六〇から約七〇〇に増え、他方、修道士・修道女・修道参事会会員の数は約一〇〇〇人から約一五〇〇〇人に増大した。⁽⁴²⁾ 同様に教区教会が増加した時期でもあり、その数は約四〇〇〇とも、四五一一とも言われている。⁽⁴³⁾ イングランド侵略と征服に参加したノルマンディ及びその周辺地域の諸侯や騎士は、それに続く侵奪で多大な土地をイングランドに獲得した。彼らはその獲得した土地に教区教会parish churchを建て、あるいは修道院prioryを創建した。とくに諸侯らは独特的の熱心さをもつて修道院創建を行い、宗教的建造

物ブームとも呼ぶべき歴史的な社会現象を生んだ。一〇八六年には、既にノーリツチには二六教会と二八礼拝堂、セツトフォードには十三教会、その他ノーフォーク全体で二五〇教会、合計三一七の教区教会が建てられていた。また国王ウイリアム一世の治世からヘンリー一世の治世までの約五十年間に、ノルマン系諸侯らが創建した修道院は十六にのぼった。⁽⁴⁴⁾ 一つの修道院が完成するまでに最低四年から十年以上を要したから、州のあちらこちらから建設の槌の音が絶え間なく響いていたであろう。彼らはこれを建てるに要した多種多量の建築資材をどこから調達したのだろうか。そしてこれら建築資材は建築現場までどのようにして運ばれたのだろうか。フリンントを例に考えてみたい。

ノーフォークの宗教的建造物の骨格と外壁を兼ねる部分には、ほとんどの場合、硬質のフリンントが使われた。フリンントとフリンントを積み重ねるのにローム、石灰、粘土を使う方法は、前述したように七世紀に伝来し、それ以来ノーフォークの教会建築にはフリンントが使われるようになり、現在に至るまで、広くこの地方の宗教的建造物を特徴づけている。中世ノーフォークとサフォークの経済発展の差は、フリンント鉱の有無にあつたといわれる。ちなみに「ノルマン征服」後においても、サフォークの教会、修道院その他の建造にはグリムス・グレイヴス産出のフリンントが使われていたことが証明されている。⁽⁴⁵⁾ このように重要な建築資材であつたフリンントとビゴット家との関係を次節でみるとしよう。

三一四 ロジャー・ビゴットの地下資源利用と資産形成

三一四ではロジャー・ビゴットがフリンントの採掘場を独占していた様子をみてみよう。

フリンクトの採掘場は、セットフォードの北へ十六キロ行つた処に、周囲九〇エーカーにわたつていた（図1参照）。フリンクト鉱グリムス・グレイヴスへの道は、セットフォードから西北へ約十キロ進みリンフォード Lyford へ、そしてそこから一本道で五キロ先にある。ドゥムズディ・ブックの記載によれば、リンフォードはロジャー・ビゴットが所有し、エイルウイの息子スタナードがロジャー・ビゴットから再下封されて保有していた。内容は、一自由民、六十エーカーの土

地、二分の一犁隊、一奴隸、牧場三エーカーである。⁽⁴⁶⁾ロジャード、ビゴットの側近スタナードがリンフォードを押さえていたということは、グリムス・グレイヴスのフリント鉱一帯をビゴット家が支配していたということになる。

近年、セットフォード考古学研究グループが活発に、中世セットフォードの集落と河川との相互関係について調査をしている。河川の沈殿物を調べたところ、中世に河川の開発と利用があつたことがわかつた。⁽⁴⁷⁾出土品を識別すると、地下資源の運搬に川、運河など水路を利用したことが示された。出土品を識別すると、地下資源の運搬に川、運河など水路を利用したことがわかつた。フリントの輸送経路を見ると、グリムス・グレイヴスからリンクフォードを通つてセットフォードへ出たあと、セットフォードからリトル・オウゼ川を通つて北のキングス・リンへ運ぶルートと、上流をさかのぼりウェブニイ川を通つて東のグレイト・ヤーマスへ運ぶルートとがあつた。⁽⁴⁸⁾これらのルートがあればイースト・アングリアはもちろんのこと、海路でイングランド全土への輸送が可能である。販路の可能性も充分にあつたことになる。

教会や修道院や大聖堂の建設が決まるとき、石工をはじめ人夫がその場所に作業小屋を建てて移り住んだ。そして建築資材の採掘場と現場を結び運河や水路が掘られた。教会建築資材の岩石、石、砂、粘土などは重量があり、人々はどのように遠回りにならうとも水路で運搬した。この理由でビゴット家とその従臣たちは、水路の妨害を最も恐れた。彼らは、水路上拠点となる集落を次々に侵奪し、一大ネットワークを形成した。従臣たちは互いに利権を守るために、ビゴット家との主従関係を深めたものと思われる。

ところで教会や修道院を建てるのに必要なものは、「A」地帯のフリントだけではなかつた。先に述べたようにフリントとフリントを積み重ねるにも、石と石を密着させるにも、モルタルや石灰や粘土が必要であつた。「B」ローム地帯からはロームを、「C」ピート・粘土地帯からは沼沢地粘土を、「D」石灰地帯からは石灰とモルタルが調達されたものと考えられる。これら宗教的建造物ブームを背景に地下資源採掘とその加工は大きな利益をあげたものと考えられる。「ノルマン征服」後のイングランドで、十五位から五位に位置する富裕な家系として上昇するのはロジャー・ビゴットの代であ

つた。ビゴット家の経済的繁栄は、次章四一二で述べるように国王による恩顧と土地侵奪にその多くをよっているとはいえる、このような宗教的建造物ブームに裏付けされた地下資源採掘とも無関係ではなかろう。

四章 ロジャリー・ビゴットの所領形成と侵奪

四一一 ノーフォークの「自由民」

「聖ベネット・オブ・ホルム修道院領の侵奪リスト」（表3）を分析した結果、ロジャリー・ビゴットと家臣が侵奪したのは土地だけでなかつたことがわかる。約四五名の自由民とソックマンとその家族、そして各々が抱える小屋住農、奴隸などかなりの数の人間が略奪されている。個々の侵奪地は規模が小さいものが多く、おそらく地下資源採掘場だったのではないかと考えられる。粘土、ローム、ピートの採掘場は、通常の形態では自由民が一人当たり二エーカー、二・五エーカー、三エーカーに区切られた土地を保有し、彼らは土地の一角に作業小屋兼用の家屋を設け、採掘用と思われる道具一式と運搬用の荷車等を揃えていたと考えられる。彼らはまた配下に数名の小屋住農や奴隸を抱えていた。自由民が五、六人から十二人のグループで十二、十五、二十エーカーを保有する形態はピートの採掘現場に多い。ピートにせよ、フリンントにせよ、地下資源の採掘作業は苛酷でかつ熟練を要したから、そのために入材の確保が必要だつたのではないか。それは聖ベネット・オブ・ホルム修道院側にとつても同じことが言えた。同修道院の土地は侵奪されたが、それが非常に損害というわけでもなかつた。それよりもテナントである自由民の忠誠心と奉仕の撤回の方が深刻な損失であつたといふ。⁽⁴⁹⁾ 「聖ベネット・オブ・ホルム修道院領の侵奪リスト」が、同修道院側で作成された記録であることに留意されたい。

ノーフォークは自由民とソックマンの占める比率が他州と比べて著しく高いことが、研究者たちにしばしば指摘されてきた。⁽⁵⁰⁾ また、標準的な自由民の誰もが土地保有をしているわけではないこと、所有地について関心の低さ、領主と自由民

を一体化する結びつきとして現金取引の普及、なども指摘されている⁽⁵¹⁾。これらは、牧畜を含めた農耕地經營というよりも、地下資源利用にもとづく経営体を想定するならば、より理解しやすいのではないだろうか。自由民は採掘現場から別の採掘現場へと移り住むことができたし、地下資源の埋蔵量には限界があるから、一ヶ所を保有しそこに留まることに固執しなかつたのではなかろうか。⁽⁵²⁾さらに領主と自由民の間での“臣従の誓い”行為に関しては、「ノルマン征服」後に書かれた如何なる文書にも見当たらぬといふ。十一世紀の支配的な所領經營方法は請負制であった。請負制はとくに聖界所領において顕著で、ノーフォークの修道院もその例に漏れない。例えば聖界領主である聖ベネット・オブ・ホルム修道院長と、自由民との間に「ノルマン征服」以前から現金取引が行われていた。これにより聖界所領の自由民は、自立と上昇をうながされて、俗界所領におけるセイン層に匹敵する者が現わた。例えば自由民ウルフキテル Ulfketelはその代表的存在である。イースト・アングリアでは教区教会の所有主を確定できないことがある。⁽⁵³⁾した場合、教会莊園は自由民が所有していた。これは領主と莊園をもたない集落があり、自由民だけで成り立つていたためである。例えば、ピートの採掘地 Thrigby (East Flegg), Reps (West Flegg) には莊園がないし、領主もない。ロジャー・ビゴットと家臣たちはこのような現地の自由民との間に直接、契約を結んだものと思われる。

ドゥムズディ・ブックには直属封臣各々の莊園数と評価価値 value が記されているが、D・R・ロフによれば、ノーフォークの場合、莊園の評価価値の内容は近代的な意味とは全く異なつていた。即ち、莊園は自由民に貸し出され、賃貸契約としてお金が自由民から支払われていた。従つて莊園の評価価値とは、年貢として支払われた単に現金の価格であつたといふ。そのため、封建的領主制はノーフォークに関する限り、十分に達成されたとは言い難い、と D・R・ロフは言つている。⁽⁵⁴⁾ロフの指摘するノーフォークに関する特殊事情について、地下資源利用とあわせて今後検討されるべき問題であろう。

四一一 ロジャヤー・ビゴットの所領形成と侵奪

ロジャヤー・ビゴットはどのように所領形成をしたか、「聖ベネット・オブ・ホルム修道院領の侵奪リスト」（表3参照）を時間軸に沿つて分析してみよう。

彼は一〇七四年、ノーフォーク伯ラルフ・ド・ゲールの反乱の時、国王軍に加わり戦功を立てた。征服王ウイリアムはラルフの土地を没収し、その管理をロジャヤー・ビゴットにまかせた。それ以前に征服王ウイリアム一世は州長官に前国王のセインであるセットフォードのエイルウェイを、代官には同ウルフを任命していた。州長官職には二つの基本的な権限が付与されていた。国王が封建領主として各州に所有する王領地を管理する義務、即ち王領地農民より封建地代を徴収する権限と、州裁判所の主宰および裁判収益を徴集する権限である。⁽⁵⁶⁾「ノルマン征服」直後に王領地の他、エイルウェイ自身が公的地位を利用して逃亡者等の土地と領民を獲得した。また同修道院のWest Flegg ハンドレッドにある所領を含む十三教区とEast Flegg ハンドレッドにある五教区は、一〇六六年以前の管理者エイルウェイと息子のスタナードが侵奪したものである。

ビゴットは、「王領地の管理者は即ち州長官である」としてその職権を主張し、前任者エイルウェイからエイルウェイが侵奪した土地も含めて全てを奪った。エイルウェイはビゴットの家臣になり、息子スタナードはビゴットの側近になつた。⁽⁵⁷⁾同様にしてビゴットは代官ウルフの全所領をも奪い、ウルフはビゴットの家臣になつた。

「征服」直後、Ludham にある所領は、一〇六六年以前の管理者であつた前王のセインのオズワルドが侵奪した。同じく前王のセインであつたウォラーラン、ベイシンガムのエイルワイン、ゴウティ、ウルフらも同様に、自分たちが管理していた領地と自由民を侵奪した。これを「王領地の管理者は即ち州長官である」と主張するロジャヤー・ビゴットが横領し、オズワルド以下、全員はビゴットの家臣になつた。これに対し、ロジャヤー・ビゴットの家臣ノルマン系騎士イヴォ・デ・ヴエルダン、ウォルター・カヌート、コレスロードは、Tunstead, Happing, Henshead, Depwade, N. Erpingham の各ハン

ドレッドを管理するセインを襲い、ビゴットの家臣にした。この様にして一〇七四～一〇八六年の間、ロジャー・ビゴットの家臣になつた元セインは十三名いた⁽⁵⁸⁾（表2参照）。

一〇八二年、バイユー司教オドーの反乱後、征服王ウイリアムはオドーの所有地を没収して王領地としその管理者にロジャー・ビゴットを任命した。ビゴットはこの時、託身と誠実宣誓の「臣従の礼」をつくし、国王の直属封臣となつた⁽⁵⁹⁾。そして国王から封としてオドーの莊園三九ヶ所が下封され、十八ヶ所がビゴットの家臣に再下封された。その他、かつてアングロ・サクソン貴族が所有していた多くの莊園も、オドーを経てビゴットに渡つた。この外に、他のノルマン系諸侯からの再下封地も全てビゴットの封土となつた。

またビゴットが不法に横領していた、セットフォードのエイルウィイ、ウルフ、ノーマンなど元セインの莊園すべては、ビゴットが国王の直属封臣として所有する土地に変わつた。こうしてロジャー・ビゴットは、ノーフォークの六二名の直属封臣中、最多の一八七莊園を所有する大領主になつたのである。

おわりに

以上、史料「聖ベネット・オブ・ホルム修道院領の侵奪リスト」を通して、ノルマン系諸侯ロジャー・ビゴットとその家臣、そしてロジャー・ビゴットの家臣に組み込まれる前国王のセインがそれぞれの状況下で聖界所領の侵奪を行つたことについて概観した。こうした手段で獲得した土地は、決して封土として封建制の土地保有構造の中に組み込まれることはなかつた。それはあくまでもドゥムズディ・ブックにあるように、国王から与えられるべき保有権なしに不法に占拠し、所有しているもので、侵奪と呼ばれる土地であつたからである。⁽⁶⁰⁾

イングランド各地で侵奪を繰り返していたのは俗界徒臣たちだけではなかつた。「征服」直後からウイリアム一世の異

父弟、バイユー司教オドーをはじめとするノルマン系諸侯たちは、古い歴史をもつ修道院など聖界所領を激しく侵奪した。⁽⁶²⁾これに対し、一〇七〇年にカンタベリ大司教座に就いたランフランク Lanfranc は、侵奪所領の回復と教会の諸特権の明確化のために、法廷闘争を開始した。教皇使節シオン司教エルメンフリッドが派遣され、ヘイスティングズの戦いに関与した者に対し、一〇七〇年五月、「悔い改めの法令一〇七〇」が布告された。同法令十三項には次のようにあつた。

「教会及びそれに類する組織への侵奪についても同様である。教会の所有物が何であれ、それを持ち出した者はできる限りその持ち出した物を元のところに返還しなさい。もしそれができないならば、他所の教会に返しなさい。さらにそれを元に戻そうとしない時は、司教はそれを売らせないように、また誰も買わないように命令しなさい。」

侵奪者たちは各司教区の司教の法廷に召喚され、教会の“悔い改め”の手順に則して裁かれ、贖罪として侵奪地の返還を命ぜられたのである。⁽⁶³⁾同様にノーリッチ司教区では司教ハーバート・ロジンガ（在位一〇九一～一一一九）が司教区改革運動に着手した。⁽⁶⁴⁾目標は侵奪された聖界所領の回復であった。「聖ベネット・オブ・ホルム修道院領の侵奪リスト」はこの時、修道院側が作成したものである。この流れで考えるならば、このリストは侵奪者を告発するための一種の被害届だつたのではなかろうか。

in the Bessin.

(俗界徒田) Evreux の Eu. Roger Bigod from Calvados.

(一) D. Roffe, "From Thegnage to Barony: Sake and Soke, Title, and Tenant-in-Chief", *Anglo-Norman Studies*, XII, 1989, pp. 157-176. もた三井總編『ヘボニア史』三井出版社、

「大英ノ國史」。

(二) William of Poitiers, *Gesta Guillelmi Ducis Normani et Regis Anglorum*, ed., R. Foreville, 1952. William

of Poitiers; ヘルマン征服の歴史に関する著名な一人のノーラン側原典作者の一つの一人。一〇六六年の大戦と征服

に關して最も重要な著作である本書は一〇七〇年に書かれ

たもの。後に Orderic Vitalis が彼の著作の多くを引用し

る。一〇七七年死す。(R. A. Brown, *The Norman*

Conquest of England, Sources and Documents, Woodbridge, Suffolk, 1984, pp. 15-41.)

(三) D. C. Douglas, William the Conqueror. *The Norman Impact upon England*. Berkeley, 1964. pp. 191-2.

(四) D. C. Douglas, *op. cit.*, p. 269. (俗界徒田) Odo, bishop of Bayeux & earl of Kent. Robert, count of Mortain. Willian fitz Osbern. Roger of Montgomery. Willian of Warenne. Hugh, son of Richard, viconte of the Avranchin. Eustace, count of Boulogne. Count Alan the Red. Richard, son of Gilbert of Brionne the count (俗ノClare). Geoffrey, bishop of Coutances. Geoffrey from Manneville

(五) ケント(州)におけるノーラン系諸侯、同騎士の侵奪について、鶴島博和「所謂 Norman Settlement について」『西洋史学』1111 (一九八二) 1111~114頁。また、ケンブリッジ(州)を扱った、飯城徹「ノーラン征服と所領形成」『史学研究』(広島大学)一八六(一九九〇)、四一~六二頁がある。D・グレイ(朝治啓三)、中村敦子翻訳・解説)「ヘルマンディスイングラン、九〇〇年—一〇〇四年」『関西大学文学論集』五四・1 (1100四) 117~128頁、より轉引)117頁を参照されたい。

(六) V. H. Galbraith, *Domesday Book—Its place in administrative History*, Oxford, 1974, p. 19, pp. 56-64. リトル・ニューブラティ・ブック(LDB)は、イースト・イングリア調査使節団の七名が記録に携わった。詳細な内容について、一〇六六年当時の統計値及びその後一〇八六年にわたる記録され、各項目の変化が詳しく述べられる。農民及び彼らが誰に田地の義務を負ひたかを詳細に記録している。

ム、直面の家畜の数について報告されたものだが、一人の人間でもあるかれたグレンゲート・ムーアブレイ・ブック (GDB) が選ばれ。

- (~) V. H. Galbraith, *op. cit.*, p. 155.
- (∞) Alexander Rumble ed., *Domesday Book 32, Essex, Chichester*, 1983, Notes 90, Invasiones (英語では Annexations となる)。
- (∞) G. Munford, *An Analysis of the Domesday Book of the County of Norfolk*, London, 1858, p. 57.
- (10) ノーフォークの焼畠はノーフォーク、nor'ich へニッサチ、nor'ich ノーニッサチの焼畠 (R. C. Preble, *Britanica World Language Dictionary*, Vol.1, Chicago, 1959)。既報ではノーフォークが最も定着しているべきである。
- (11) B. Thorpe, ed., with a translation. *The Anglo-Saxon Chronicle* vol II, London, 1861, p. 192. (Original text written in Old English, p. 357.)
- (∞) S.A. Reilly, Our Legal Heritage, Chapter 4, Martial Law: 1066-1100, E Book #13376, Chicago, 2004, p.10.
- (13) ‘topography’ について次の通り説明される。
— 地方の地形 (図)。地理学的な小規模な地域に関する用語 (「新グローバル英和辞典」)。— 地方の社会・経済・文化などの構造的特徴 (「アロケンシング英和大辞典」)。歴史地理学の手法は、中世纪ヨーロッパ
- (14) 鶴島博和「ロナルド・ムーアブレイ・ブック (Rochester Domesday Book) — の系統的解明と編集 —」、マキコス中世史研究会編『中世イングランドの社会と国家』三三出版社、一九九四、115頁。
- (15) Great Britain Historical GIS Project, Descriptive gazetteer entries for Norfolk, pp. 1-6. (based on J. M. Wilson, *The Imperial Gazetteer of England and Wales*, Edinburgh, 1872)
- (16) A. Doubleday and W. Page, ed., *The Victoria History of the County of Norfolk*, vol. 1, London, 1901, pp. 1-29.
- (17) J. N. Jennings and J. M. Lambert, The Origin of the Broads, *The Geographical Journal*, 119, 1953, p91. 「ローランド湖群を記述する次の論文。J. M. Lambert, J. N. Jennings, C. T. Smith, G. Green and J. N. Hutchinson, *The making of the Broads: A Reconsideration of their Origin in Light of New Evidence*, Royal Geographical Society, Research Series, No. 3, 1960, pp. 1-153.
- (18) D. Roffe, *op. cit.*, p. 157-176.
- (19) G. Munford, *op. cit.*, pp. 453.
- Godric Dapifer (ヘンリック・ヤマハ、王領地管理人)、Godric Halden (チャーチハーリー)、Rabel Artifex

(サクソン、ヤーハ)、Hagon (サクソン、ヤイハ、代王)、

Ralph (サクソン、ヤーハ、Hagonの息子)、Tovi (サク

ソノ、ヤーハ、西壁)、Ulchetel (イングリッシュ、セ

ーハ)、Starcoff (スーア、ヤーハ)、Alured (サクソン)、

Aldit (サクソン)、Isac (オタヤ、金銀業)、Ivkil (ゲー

ハ、正統)、Colebern (サクソン、正統)、Berner (サク

ソノ、正統)、Gilbert (サクソン、石匠射手)、

Ralph (サクソン、正統)、Robert (サクソン、

正統)、Edric Accipitarius (イングリッシュ、王の鷹

匠)、Hesleby (サクソン) に雇われた者九名、王の由

由民 (サクソン) + 十名。

(20) G. Munford, *op. cit.*, p. 26.

(21) G. Munford, *op. cit.*, p. 100.

(22) F. Blomefield, *An Essay Towards a Topographical History of the County of Norfolk*, London, 1740. Blomefield

は彼の「二十五莊園を所有」(vol. vii, p. 321.)、

後に販賣を止め、11莊園を数え、ノルfolk & Suffolk, Norwich, 1934, pp. 29-30. J. R. West, St. Benet of Holme 1020-1210, Norfolk Record Society Vol. II, 1932, pp. 190-191, 198-199.

(23) F. M. Stenton, "Notes and Document, St. Benet of Holme and the Norman Conquest", *English Historical Review*, 37, 1922, pp. 225-235.

(24) J. R. West, *St. Benet of Holme 1020-1210*, Norfolk Record Society, Vol. II ~ III, 1932. pp. 169-170.

(25) G. Munford, *op. cit.*, p. 88.

では教会の数は幾くかわからぬ。調査当時、存在していれた教會はわかっていたが、記録してお意味がないと書かれている。調査の目的は教會の数を正しく確認するためだ

ある。

(25) S. A. Reilly, *op. cit.* p. 5. ライリーは教会寄進の実体を教會の十塊glebelandに限定している。glebelandは「教会の土地」と訳されるが、その実体は「教会莊園」である。

(26) 聖グネスト・オブ・ホルム修道院の歴史・八世紀半ば頃、シーハ人に襲撃された古代修道院跡地に、テーン人のクヌート王が贖罪としてベネディクト派修道院を創建した。1010年より以前もされていた。創建時からノドワード城に隣接する。王家からの贈進と特權によって増大した。C.J. Messent, *The Monastic Remains of Norfolk & Suffolk*, Norwich, 1934, pp. 29-30. J. R. West, St. Benet of Holme 1020-1210, Norfolk Record Society Vol. II, 1932, pp. 190-191, 198-199.

歴史分析には伝統があり、F. Blomefield, *op. cit.* が始まり。個々の史料から、また史跡・遺跡の調査から歴史地図 historical atlas が作られ、検証に利用されるものになつた。

ノーフォークに関する歴史地図をもじった伝統的研究方法

を指標に膨大な量が集積される。一七九七年初刊の

Faden's Map of Norfolk⁽³¹⁾は五年に複刻され、またA.

D. McNair, *Digital Redrawing of Faden's 1797 Map of*

Norfolk, London, 2005⁽³²⁾が出版された。

(33) T. Ashwin and A. Davison, ed., *An Historical Atlas of Norfolk*, Phillimore, 2005, p. 9. H. C. Darby, *Domesday Geography of Eastern England*, London, 1952, pp. 99-151. B.

Orne and E. Orne, *Flint Building in Norfolk, Norfolk*, 1984, pp. 1-28. S. W. Martins, *A History of Norfolk*, Chichester, 1997, p. 30.

(34) W. Shephered, *Flint, Its Origin, Properties and Uses*, 1972. ノーフォークFlintの種類「火打石」の記述。

(35) 田巻敏子, 沢山田弘「トハゲロ・キクハ・古代の教令

と羅刹と教区[附録]『成城文庫』, 1970 (丸丸丸), 11

丸圓; D. P. Mortlock and C. V. Roberts, *The Popular Guide to Norfolk Churches: Norwich and Central and South Norfolk*, Cambridge, 2007, pp. 1-400.

(36) S. W. Martins, *A History of Norfolk*, Chichester, 1997, p.31.

(37) B. M. S. Campbell, "The Regional Uniqueness of English Field System? Some Evidence from Eastern Norfolk", *Agricultural History Review*, 29, 1981, pp. 16-28.

(38) B. M. S. Campbell, "The Complexity of Manorial

Structure in Medieval Norfolk: Case Study", *Archaeology*, 39,

1986, pp. 225-61.

(39) M. Canti, *Ancient Monuments Laboratory Reports*, Vol. 17, No. 59, Norfolk, 1994, pp. 1-10.

(40) Broad Authority. *Upper Thurne Water Space; Interim Management Plan 2004-2009*, Norwich, 2006, p.38.

(41) J. N. Jennings and J. M. Lambert, *op. cit.*, p.91.

(42) Great Britain Historical GIS Project. *op.cit.*, pp.1-6. 面GIS (地理情報システム) による地図が今後ますます必要となるべく。

(43) D. Dymond, *The Norfolk Landscape*, Suffolk, 1990 p.31.

(44) Norwich City Council, *Norwich Heart, Discover Secret Norwich*, 2006, pp. 1-51. Great Britain Historical GIS Project, *op. cit.*

(45) M. David Knowles, *The Christian Centuries, A New History of the Catholic Church*, Vol. 2, *The Middle Ages*, London, 1969. 上智大学中世思想史研究所編訳『中世ヨーロッパ教の成立』(キリスト教史 111卷) 講談社, 1981

1~111枚。Henry Pluckrose, *Monasteries*, London, 1975, pp. 93-5.

(46) オカルト1175年頃生存したSprott⁽⁴³⁾、ムーアズル⁽⁴⁴⁾、調査がなされた時⁽⁴⁵⁾は、英國内に四五〇~11の教区教令があつたと主張した。しかし、Sprattの著書『羅刹の

トニシテ、多く既往の慣習を承認する形で、スコットランドに於ける。

Munford, *op. cit.*, pp. 80-81.)

(44) Claude J. W. Messent, *The Monastic Remains of Norfolk & Suffolk*, Norwich, 1934, pp. 1-96.

(45) A. Mee, *The King's England: Suffolk*, London, 1941, pp. 64-66.

(46) *DB ii*, 174a.

(47) Norfolk Archaeological Unit, *A Late Saxon and early medieval site at Mill Lane, Thetford*, Thetford, 1995, p.3.

(48) J. Campbell, *op. cit.*, p.29.

(49) F. M. Stenton, *op. cit.*, p. 230.

(50) 米三井一『ヘンリクス地域史研究序説』未来社、一九七一、七八頁。

(51) F. M. Stenton, *op. cit.*, p. 225.

(52) 保有地を其たなこ彼のハルカヤ・バーラク

ドセ「freemen」ルートル。從来の解釈では、自由農民の子孫は田地をハクマノが令められたが、最近では、自由民の子孫はノックマノが令められる、ムニハ考へ方に變つてゐる。當時は耕す、掘り起り、開墾する、採掘する、運び出す、選別する、これが全て農作業として、區別がなかつたのである。

(53) F. M. Stenton, *op. cit.*, p. 228.

(54) *DB ii*, 174b (Repps), 180a (Thrigby).

(55) D. roffe, Little Domesday, Norfolk, the text of a

lecture delivered at the Assembly house, Noewich, 31 May, 2001, pp. 165. (www.roffe.co.uk/norfolk.htm)

(56) 佐藤伊久男「ヘンリクス封建制の発達過程における政治的権力構造」『史等雑誌』、七四一回（一九六五）、十九～二〇頁、三一八七～八頁。

(57) *DB ii*, 174b.

(58) D. R. Roffe, Anglo-Norman Studies 前掲書、pp. 156-7.

アリヤヘ、Ailwin. Alwy of Thetford. Bondi. Edric of Laxfield. Godwin of Scottow. Hagni. Hagni of Cock. Harold. Osbern. Yoki of Winterton. Ulf. Withri. Wulfstan.

(59) S. A. J. Atkin, The Bigod Family: An Introduction into their lands and activities, 1066-1306, University of Reading, unpublished Ph. D. Thesis, 1979, p. 19.

(60) *DB ii*, Annexations in Norfolk (*Invasiones in Norfolk*), 273b-280a.

(61) G. Munford, *op. cit.* p. 57.

(62) 鶴島博和「所謂 Norman Settlement ルーラー」『西洋史学』、11111 (一九八一)、11回頁。

(63) ハルマヒコ田巻敦子「ヘルマノ征服と「悔改めの法令」一〇七〇」『比較宗教思想研究』第八輯（新潟大学）1100八年 1～118頁、及び同「11・12世紀イングランムにおける告解制度——リッチ司教ハーバード・ロバーツの司教区改革にみる—」『歐米の言語・社会・文化』第14号（新潟大学）1100八年、を参照された。

(64) ハーバート・ロジンガに関しては山代宏道「中世イングランド司教の統治戦略——ハーバート・ロジンガを中心にして」『広島大学大学院文学研究科論集』、六六(二〇〇六)、四七—六五頁。

図1 ノーフォークにおけるビゴット家の所領分布 1086

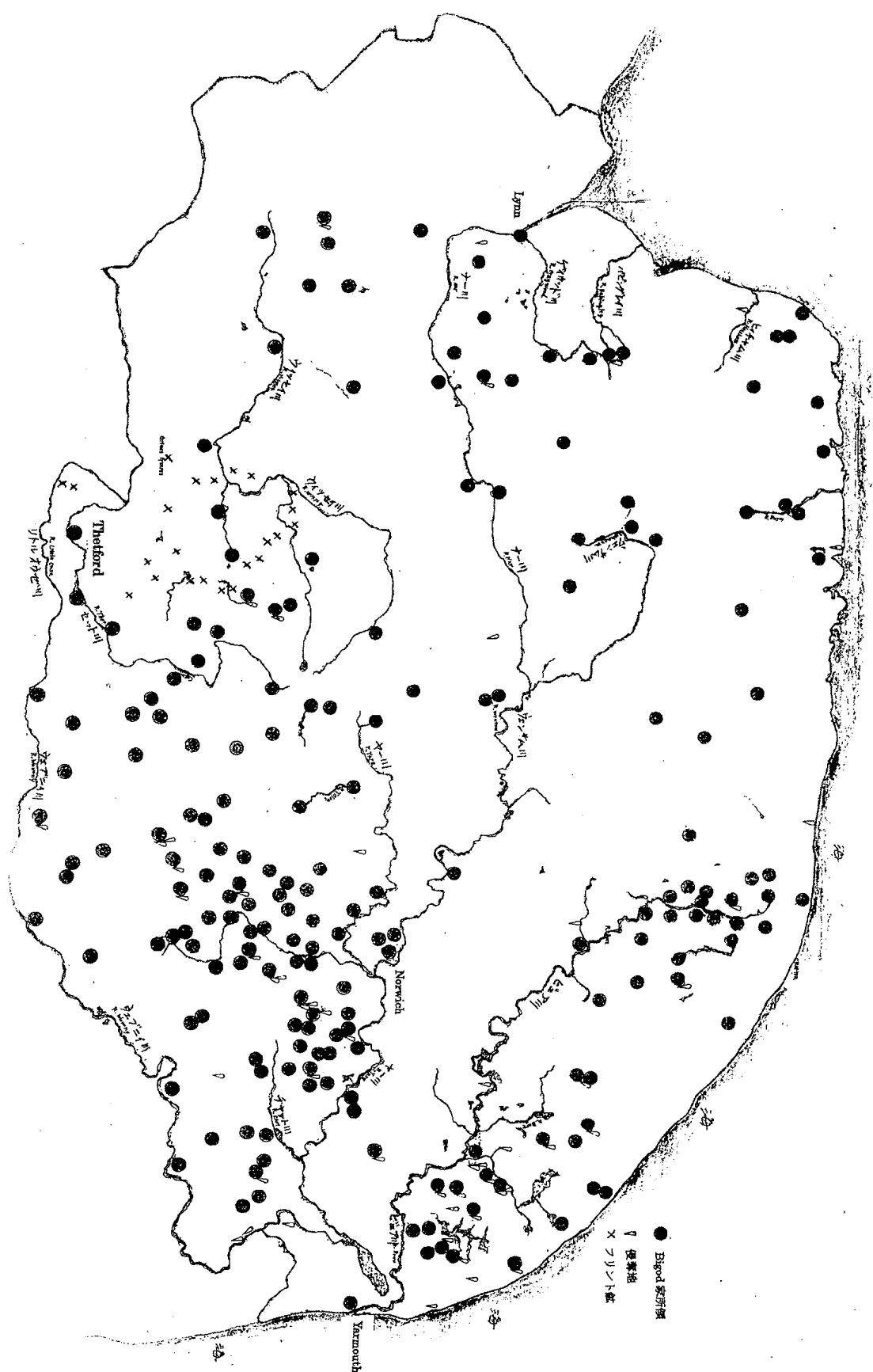
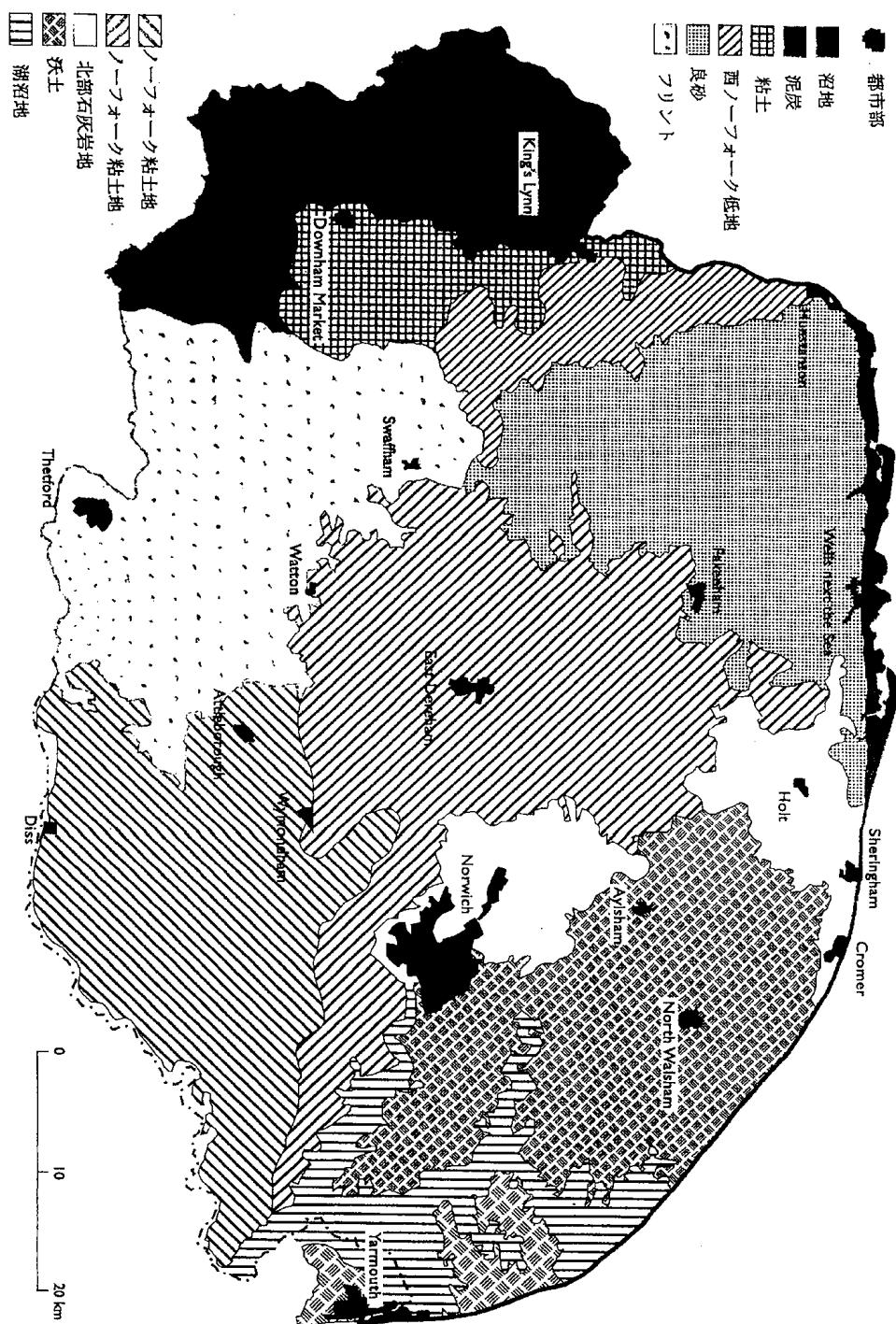


図2 ノーフォークの土壤分布



出典 A Historical Atlas of Norfolk, ed. T. Ashwin & A. Davison, Chichester, 2005.

表1 ノーフォークにおける諸侯（直属封臣）の侵奪地

諸侯（直属封臣） 侵奪地
マナ数 評価額 封土
マナ数 評価額 前国王のセインでノルマンの臣下に下った者

| 諸侯（直属封臣） | 侵奪地 マナ数 | £ S. 評価額 | 封土 マナ数 | £ S. 評価額 |
|----------------------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| Hermer de Ferrariis | 32 | 20 19 9 | 22 | 67 0 8 |
| Roger Bigod | 16 | 2 6 9 | 187 | 281 18 0 |
| Rainald, son of Ivo | 11 | 2 14 2 | 58 | 107 13 1 |
| Ralph Bainard | 6 | 6 0 0 | 52 | 172 16 1 |
| Peter de Valbones | 6 | 4 0 2 | 17 | 70 10 6 |
| Ralph de Bellafago | 6 | 14 11 | 52 | 124 8 11 |
| Bury St. Edmunds abbey | 5 | 2 5 4 | 53 | 94 11 1 |
| William de Warenne | 5 | 1 10 4½ | 145 | 329 4 0 |
| Hugh de Montfort | 4 | 6 13 10 | 17 | 60 5 0 |
| Ely abbey | 4 | 10 4 | 38 | 115 15 2 |
| Rainulph, brother of Ilger | 2 | 1 1 4 | 7 | 10 16 4 |
| Rabel Artifex | 2 | 12 2 | 2 | 4 10 0 |
| Ralph de Todeni | 1 | 12 0 | 20 | 60 1 0 |
| Robert Grenon | 1 | 8 0 | 6 | 8 3 4 |
| Eudo Dapifer | 1 | 2 0 | 9 | 22 4 0 |
| Rainulph Peverell | 1 | 6 | 7 | 23 10 6 |

典拠 : *Domesday Book, Norfolk*, ed., Phillipa Brown, Phillimore, Chichester, 1984.
 David Robert Roffe, From Tenage to Barony: Sake and Soke, Title, and
 Tenant-in-Chief, *Anglo-Norman Studies* 12(1990), 157-76.

表2 ノーフォークにおけるロジャー・ビゴットの侵奪地

| ハンドレッド | 教区 | 略奪内容 | 1066以前の管理者 | 1066後の侵奪者 | 1086時の保有者 | 記載箇所 |
|---------------|-----------------------------------|--|--|---|--|---|
| Flegg West | Somerton Thurne | 1自由民、30エーカーの土地、1小屋住農 43エーカー、牧草地9エーカー、1プロウ | Haroldの1自由民 St Benetの下で1自由民 | Aitard de Vaux Roger Bigod | Bigodの代官Ivo Roger Bigod | (DB ii, 277b) (DB ii, 277b) |
| Freebridge | Fletcham | 10自由民、80エーカー、牧草地6エーカー、2プロウ | 大司教Stigandの下で某 | セインAilwy | Walterの息子Ranulf | (DB ii, 277a) |
| Greehoe South | Holme(Hale) | 1自由民の $\frac{1}{2}$ の土地、 $\frac{1}{2}$ プロウ、 $\frac{1}{2}$ 奴引場 | | | Herwinの息子Ralph | (DB ii, 277a) |
| Henstead | Bramerton Bixley Poringland | 16エーカーの土地、女性の下の2の自由民、その他 17エーカーの土地、 $\frac{1}{2}$ プロウ、1農奴と1小屋住農 15エーカーの土地、 $\frac{1}{2}$ プロウ | Edricの下の1女性自由民 Aslacの下の1自由民 Edwinの下の1自由民 | Aitard de Vaux Roger Bigod Bayeux司教 | Aitard de Vaux Roger Bigod Roger Bigod | (DB ii, 277b) (DB ii, 277b) (DB ii, 278a) |
| Shropham | Snetterton Hockham | 1自由民、5エーカー 1自由民、8エーカーの土地 | | セインAilwy セインAilwy | Herwinの息子Ralph Herwinの息子Ralph | (DB ii, 277b) (DB ii, 277b) |
| Wayland | Thompson Griston | 1自由民、15エーカー、牧草地1エーカー、 $\frac{1}{2}$ プロウ 4自由民、26エーカーの土地 | | セインAilwy | Walterの息子Ranulf Walterの息子Ranulf | (DB ii, 277b) (DB ii, 277a) |
| Depwade | Hapton Tibenham | 1自由民、15エーカーの土地 1自由民、15エーカーの土地 | | Bigodの特従Herbert Walter Canute | Roger Bigod Walter Canute | (DB ii, 278b) (DB ii, 280a) |
| Holt | Weybourne | 12自由民、3cと15エーカー、1農奴、25小屋住農 | Harold王の下でHugh伯 | | Walterの息子Ranulf | (DB ii, 278a) |
| Diss | Osmondiston | 1自由民の財産と10エーカーの土地その他の半分 | | Bigodの家臣Carbon | Hugh of Carbon | (DB ii, 278a) |
| Flegg East | Filby | 1自由民、51エーカー、1プロウ、牧草地1½エーカー | セインAilwy | Ralph伯 | Ailwyの息子Stanard(ア) | |
| | | c. カルケイト | | | | |

典拠 Philippa Brown, *Domesday Book, Norfolk*, Chichester, 1984

| 1066以前の管理者 | 1066後の侵奪者・横領者 | 1086時の保有者 | 侵奪時期 |
|--|------------------------|--------------------------------------|----------|
| St Benet | セインWalter、Roger Bigod | Bigod(DB ii, 187a) | 前(D. B.) |
| セインEdricの下で自由民 | セインWalter | Bigod(DB ii, 187a) | 前 |
| St Benet | セインOswald | St Benet(DB ii, 218b, 219b) | 後 |
| | Do | Roger of Poitou(DB ii, 244b) | 前 |
| | Do | Roger of Poitou(DB ii, 244b) | 前 |
| St Benet | セインOswald、Roger Bigod | St Benet(DB ii, 220a) | 後 |
| | Robert Dulum | Bigod(DB ii, 180a, 187b) | ? |
| | Roger Bigod | Bigod(DB ii, 179b) | 前 |
| | Do | この地の記録なし | ? |
| St Benet | セインUlf | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| 1自由民 | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| 2自由民 | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| セインAilwyの下で1自由民 | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| セインEdricと自由民Ringwulfの下で | セインOswald | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| 2女自由民 | | | |
| セインEdricの下で自由民Ringwulf | セインAilwyと息子Stanard | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| | Do | この地の記録なし | ? |
| 自由民Ringwulf | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| 修道院長 | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| Aelmer司教 | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| セインAilwy | セインAilwy | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| セインAilwy | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| セインAilwy | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| セインAilwyと息子Stanard | セインAilwyと息子Stanard | St Benet(DB ii, 216b) | 前 |
| セインThetfordのAilwy | Do | St Benet(DB ii, 216b) | 前 |
| セインEdricの下でソックマンUlfketel | セインAilwy | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| | セインAilwyと息子Stanard | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| | Do | Bigod(DB ii, 174b) | 前 |
| Gyrth伯の下でセインAilwy | セインUlf | Bigod(DB ii, 180a) | 前 |
| セインAilwy | Do | Bigod(DB ii, 180a) | 前 |
| セインAilwy | Do | Bigod(DB ii, 180a) | 前 |
| セインAilwy | Do | Bigod(DB ii, 180a) | 前 |
| セインAilwy | Do | Bigod(DB ii, 180a) | 前 |
| カンタベリ大司教Stigandの下でセインUlfセインWaleran、Ivo de Verdum | Bigod(DB ii, 185b) | | 前 |
| Roger Bigod | | Bigod(DB ii, 176a, 278a) | 前 |
| Do | | Bigod(DB ii, 175a, 185a) | 前 |
| Do | | 国王の自由民Godric of Heigham(DB ii, 272b) | 前 |
| Do | | 国王の自由民Godric of Heigham(DB ii, 272b) | 前 |
| Do | | 国王の自由民Godric of Heigham(DB ii, 272b) | 前 |
| Roger Bigod | | Bigod(DB ii, 181a, 185b, 189a) | 前 |
| Ivo de Verdum | | Bigod(DB ii, 181a, 189b) | 前 |
| Do | | Bigod(DB ii, 181a, 189a, 190a) | 前 |
| Do | | Bigod(DB ii, 180b) | 前 |
| セインWalter Canut | | Bigod(DB ii, 181a, 189b, 190a) | ? |
| Do | | Bigod(DB ii, 181a, 189b, 190a) | ? |
| Colesrode | | 不明 | ? |
| 自由民Alby、Withri、Wufstan | セインOswald | Bigod(DB ii, 179b, 184a, 184b) | 前 |
| 49自由民 | Do | Bigod(DB ii, 179b) | 前 |
| | セインAilwin of Basingham | Bigod(DB ii, 179b) | 前 |
| | Roger Bigod | St Benet(DB ii, 217a) | 後 |
| | セインGoutiと仲間 | Bigod(DB ii, 184b, 187a) | ? |
| | Roger Bigod | St Benet(DB ii, 218a) | 後 |
| | セインOswald | Bigod(DB ii, 184b) | ? |

表3 「ロジャー・ビゴットと家臣が聖ベネット・オブ・ホルム修道院から
侵奪した土地のリスト」

| ハンドレッド 教区 | | 略奪内容 (人) | 略奪内容 (土地) |
|----------------------|--------------------|--|---------------------------------|
| Tunstead | Smallburgh | 自由民3人 | 3自由民の土地 |
| | Dilham | ソックマンUlfkitelo, 住民を奴隸に | Ulfkiteloの土地 |
| | Horning | | Cnut王がSt Benetに寄進した土地 |
| | Westwick | ソックマンLiffi | Liffiの土地全て |
| | | ソックマンHoward | Howardの土地全て |
| Happing | Ludham | | 土地の全て |
| | Stalham | | 6ヶ所の牧草地と森林 |
| | Catfield | Bondusと妻 | Bundusの家屋に続く2エーカーの土地 |
| | Walton | | Waltonの2エーカーの土地 |
| Flegg West | Sutton | | Fleggにある土地の半分 |
| | Clippesby | | 土地の半分 |
| | Ormesby | | 土地の半分 |
| | Billockby | | 土地の半分 |
| | Bastwick | | 土地の半分 |
| | Bastwick (?) | Ringolfと2女自由民 | Ringolfの家屋と土地13エーカー 13エーカー |
| | Denemarke | | Denemarkeにある修道院長の土地 |
| | Oby | | 国王とSt Benetが管理する土地 |
| | | Lefchild (Leofchildi) | Lefchildの家屋と所有物の半分 |
| | | Elfredi | Elfrediの所有物の半分 |
| | | Snuningi | Snuningiの所有物の半分 |
| | | Scotlande | Scotlandeの所有物 |
| | | Godrium | Clypesbyの司祭Godriumの土地 |
| | | Aileue | Aileue所有の半分 |
| | Repps | Bonde Pine | |
| | | Bondumの息子OfflesとLefchild | |
| | | Wlfnerumの息子Sirici | |
| | | Hawardの息子Tudeles | |
| | Ashby | 大工TukkeとEstan | TukkeとEstanと彼らの土地 |
| | | Edwiniとその家族 | Edwiniと家族の所有地 |
| | Somerton W. | 自由民 Anundi | Anundiの土地の半分 |
| | Burgh St. Margaret | Eluiueほか3人 | 修道院長Alfwoldiの土地と3人の所有地 |
| | Thurne | Vlffketeli(Ulfkitel) | Vlffketeli(Ulfkitel)所有の土地の半分 |
| | | | 修道院長Alfwoldiの4住居 |
| Flegg East | Trigby | | 土地の半分 |
| | Runham | | 土地の半分 |
| | Filby | | 土地の半分 |
| | Ness | | 土地の半分 |
| | Mautby | | 土地の半分 |
| Henstead | Saxlingham-Thorpe | ソックマンColsweyn、Langebeyn、Trunwine、Stannard、Anundと小屋住農 | |
| | Poringland | | PoringlandとShottenshamの間の15エーカー |
| | Shottensham | | Do |
| | Heigham | Elwine Ecses | Ecses所有の全て |
| | | Edelwold | Edelwold所有の半分 |
| | | Elfpricum | Elfpricum所有の半分 |
| Depwade | Fritton | | 6エーカーの土地 |
| | Wacton | ColemanとWlricus | 広大な森林全て |
| | Moulton | | 教会の土地半エーカー、複数の家屋 |
| | Aslacton | | 広大な森林全て |
| | Tibenham | 修道院所属の奴隸 | 2家屋と所有の全て |
| | 地名不詳 | Ringolf | Ringolfの家屋と森林 |
| | | 莊園の小屋住農多数 | |
| Erpingham N. Sustead | Elfgayi | | Elfgayiの家屋及び荷車 |
| | Thurgarton | 女BlideとTervieのテナント4人 | 合わせて20エーカーの土地 |
| | | Thurgartonの某 | 同某の家屋に続く2エーカーの土地 |
| | Grengewill | Wymondhamの司祭 | 同司祭の住居、12エーカーの牧草地 |
| | Antingham | | 多くの土地、牧草地 4ヶ所 |
| | Thwaite | テナント数名 | 2.5エーカーの土地 |
| | Scharstede | | 3エーカーの土地 |

典拠 St. Benet of Holme Abbeyの記録簿「List of encroachments on the Abbey's lands by Roger Bigod and his men」. P. Brown, ed., *Domesday Book, Norfolk*, Phillimore, Chichester, 1984. より作成